

# 市内公共施設を利用される皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県の対処方針を踏まえ、感染症対策を徹底し、市内公共施設の利用制限を行います。

実施期間 令和3年8月1日（日）～8月22日（日）

- ◆ 利用人数は、定員の2分の1以内とします。
- ◆ 屋内体育施設のスポーツ利用について、利用人数制限を設けます。
- ◆ 開館時間は、20時までとします（一部施設を除く）。
- ◆ フリースペースは、ご利用できません。
- ◆ 館内での飲食はできません。（水分補給は可）

- ◆ 調理室はご利用いただけますが、館内での調理後の飲食はできません。
- ◆ ギャラリー（ロビー等での作品展示）はご利用いただけます。

※ ご利用条件や感染予防対策を変更する場合は、市ホームページや施設窓口などでお知らせします。  
※ 本市や近隣地域でクラスター感染（集団感染）が生じた場合など、感染状況により対応方針の見直しや利用の全面停止を行うなど必要な措置を講じてまいります。

## 1 感染予防対策 共通事項

- 参加者は自宅で検温し、症状の重い軽いにかかわらず、発熱や倦怠感等の症状がある人は利用を控えてください。
- 咳エチケットを守り、マスクを着用してください。  
※身体的・活動内容などの理由により、マスクの着用が難しい場合を除きます。  
※スポーツ施設では運動時以外はマスクを着用してください。  
※屋外で他の人と2メートル以上の距離がとれる場合は、マスクの着用は不要です。
- 手洗いや手指の消毒（各館入口等に設置）を行ってください。
- 十分な人と人との間隔（1メートル以上）をあけてください。
- 大声を発する利用については、人と人との間隔を2メートル以上あけてください。
- 会話をするときは、可能な限り真正面を避けてください。
- 原則として参加者の接触、大きな声を出す、近距離での会話など飛沫が飛散する行為は控えてください。
- 使用責任者はチェックリストを受付に提出するとともに、参加者等の名簿（氏名・連絡先）を作成してください。  
※市民センター等の使用責任者は名簿を1カ月程度保管し、市の求めに応じて提出してください。スポーツ施設の使用責任者は、受付に名簿を提出してください。



## 2 市民センター等、まちづくり協働センター、総合福祉保健センターをご利用の方

- 窓がある会議室は、30分に5分以上、窓やドアを開けて換気を行ってください。  
※窓等を開けて換気している間は、周辺の迷惑にならないようご配慮ください。  
※窓がない部屋、周辺住民のプライバシーを守るため窓を開けることができない部屋は、機械換気設備を運転して換気を行います。



- 一般参加の催し、講座の開催においては、演者と参加者との間隔を2メートル以上あけるとともに、一般参加者を含めた名簿を作成してください。
- 使用者は、利用後（利用時間内）に使用した机・ドアノブ・照明等のスイッチ・備品等の消毒を行ってください。（受付時に消毒用品を貸与します）



## 3 三田市総合文化センター（郷の音ホール）をご利用の方へ

- 施設使用時には、室内換気を行うため空調使用料が必要となります。
- 練習室・リハーサル室で2時間以上継続して利用する場合は、10分程度の換気を行ってください。



## 4 屋内スポーツ施設（体育館等）をご利用の方へ

- ドア、窓等を開放して換気を行ってください。
- 体育館内、マシンジム、更衣室・シャワー室などは、利用人数を制限します。
- 使用者は、利用後（利用時間内）に使用した施設の備品（卓球台）等の消毒を行ってください。  
（受付時に消毒用品を貸与します）
- 利用後は、通常使用時と同様にモップがけを行ってください。



## 5 屋外スポーツ施設（野球場、テニスコート、グラウンド等）をご利用の方へ

- 熱中症対策を行ってください。
- 更衣室、シャワー室は、利用人数を制限します。

